



2013年1月25日

各 位

会 社 名 イオンクレジットサービス株式会社
代表者名 代表取締役兼社長執行役員 神谷 和秀
(コード番号 8570 東証第一部)
問合せ先 取締役兼専務執行役員 若林 秀樹
(TEL 03-5281-2057)

臨時株主総会の開催、商号の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2012年9月12日に公表いたしましたとおり、2013年1月25日開催の取締役会において、2013年4月1日(予定)に持株会社(銀行持株会社)体制に移行することから、同日付で商号を「イオンフィナンシャルサービス株式会社」に変更すること及び定款を一部変更することを決議いたしました。

また、これらに伴い、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を招集することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の日時・場所及び目的事項について

(1) 本臨時株主総会の日時・場所

日時 2013年2月28日(木) 午前10時

場所 東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル ベルサール神田

(2) 本臨時株主総会の目的事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

(注) 当社は、2012年12月5日公表の「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」に記載のとおり、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2013年1月4日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主とし、当該基準日に関する公告をいたしました。

2. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は、2012年9月12日及び本日公表いたしましたとおり、2013年4月1日(予定)に、持株会社体制に移行することから、商号を「イオンクレジットサービス株式会社」から「イオンフィナンシャルサービス株式会社」に変更いたします。

商号変更は、本臨時株主総会における上記議案が承認可決されること及び法令上必要な関係当局の許認可等が得られることにより、吸収分割の効力が発生することを条件として、その効力が生じるものとします。

(2) 新商号

イオンフィナンシャルサービス株式会社 (英文社名: AEON Financial Service Co., Ltd.)

(3) 変更予定日

2013年4月1日（予定）

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

当社は、2013年4月1日（予定）に、持株会社（銀行持株会社）体制に移行いたします。

これに伴い、現行定款第1条（商号）、第2条（目的）及び第21条（招集者及び議長）の所要を変更するものであります。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案の「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること及び法令上必要な関係当局の許認可等が得られることにより、吸収分割の効力が発生することを条件として、その効力が生じるものとします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2013年2月28日

定款変更の効力発生日 2013年4月1日（予定）

(変更箇所には下線を付しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、<u>イオンクレジットサービス株式会社</u>と称し、英文では、<u>AEON CREDIT SERVICE CO., LTD.</u>と表示する。	第1条 総則 (商号) 第1条 当社は、<u>イオンフィナンシャルサービス株式会社</u>と称し、英文では、<u>AEON Financial Service Co., Ltd.</u>と表示する。
(目的) 第2条 当社は、<u>下記の事業</u>を営むことを目的とする。 1. <u>クレジットカード業、総合リース業およびその取次</u> 2. <u>信用購入あっせん業、割賦債権買取業</u> 3. <u>売掛債権および手形の買取業</u> 4. <u>金銭貸付業および金融機関等で行う融資に対する保証</u> 5. <u>集金代行業、信用調査業ならびに計算事務代行業</u> 6. <u>抵当証券の売買および仲介、管理ならびに抵当証券に関する金銭の貸付</u> 7. <u>特定債権等に係る事業の規制に関する法律に基づく特定債権等の譲受業および小口債権の販売業</u> 8. <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u> 9. <u>印刷出版業および旅行業法に基づく旅行業ならびにその代行業</u> 10. <u>宅配便業、コピーサービス業</u> 11. <u>不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定評価ならびに有価証券の保有および運用</u> 12. <u>住宅の増改築、リフォームの斡旋</u> 13. <u>現金自動貸出機、現金自動受払機の保全、管理</u> 14. <u>資産運用および管理に係わる総合コンサルティング業、金融商品仲介業、銀行法に定める銀行代理業</u> 15. <u>スポーツ施設、宿泊施設、遊技場、飲食店、結婚式場、駐車場、託児所の経営および利用斡旋</u> 16. <u>クレジットカードなど各種カードの文字、磁気テープの加工</u> 17. <u>代金前払方式の磁気カード、商品券、ギフト券などの前払式証票および入場券、遊技場等の割引優待券ならびに情報記録カードの発行、売買および仲介</u> 18. <u>コンピュータ機器とその情報処理システムソフトウェアの開発・運用および販売、製造、賃貸、請負、設置、修理ならびに保守</u> 19. <u>電子マネーおよびその電子的価値情報(物品、情報又はサービス等の購入、利用もしくは交換に用いることができるもの)の発行、販売および管理</u> 20. <u>インターネットを利用した代金決済</u>	(目的) 第2条 当社は、<u>銀行持株会社として、次の業務</u>を営むことを目的とする。 1. <u>銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理</u> 2. <u>～28. [削除]</u>

<u>システムの運用およびその代理業</u> <u>2 1. 物品の賃貸業、倉庫業</u> <u>2 2. 電話加入権の売買およびその仲介幹旋業</u> <u>2 3. 宝くじの販売等の金融機関の代理業</u> <u>2 4. 衣料品、食料品、日用雑貨、電気製品、家具、化粧品、装飾品雑貨、貴金属、宝石、自動車、自動車部品、医薬品、酒類の販売、幹旋ならびに輸出入、内外商取引の代理業</u> <u>2 5. 印紙切手類、塩、タバコ、計量器の販売および古物売買取業</u> <u>2 6. 情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業、民営職業紹介業、インターネットのプロバイダー業、電話応対代行業ならびに第一種・第二種電気通信業およびその代行業</u> <u>2 7. 写真業および写真取次業、携帯電話、簡易型携帯電話等の通信機器の販売業</u> <u>2 8. カルチャーセンター、プレイガイドの経営</u> <u>2 9. 前各号に付帯関連する一切の業務</u>	
第3条～第20条 [条文省略]	<u>2.</u> 前号に付帯関連する一切の業務 第3条～第20条 [現行どおり]
(招集者および議長) 第21条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u> ② <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u>	(招集者および議長) 第21条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役のうち取締役に</u> <u>会においてあらかじめ定めた者がこれを</u> <u>招集し、議長となる。</u> ② [削除]
第22条～第39条 [条文省略]	第22条～第39条 [現行どおり]